

認定こども園法※改正に伴う幼稚園教諭免許状授与の所要資格の特例

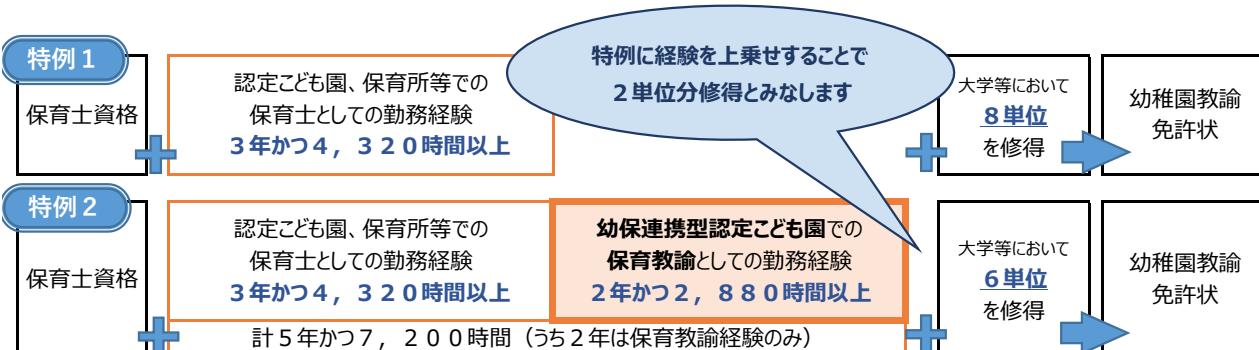
※就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

幼保連携型認定こども園において「幼稚園教諭免許状」または「保育士資格」のいずれかを有していることで「保育教諭」となることができる原因是、令和12年3月31日までの経過措置として延長されました。

保育士資格のみを有する保育教諭の方は、**令和12年3月31日までに幼稚園教諭免許状を取得する必要があります。**免許・資格の併有を促進するため、免許取得に必要な単位数を軽減する特例が設けられています。

特例により、保育士資格で3年かつ4、320時間以上の良好な勤務経験と8単位修得により「幼稚園教諭免許状」を取得できます。

加えて、特例の勤務経験にプラスして幼保連携型認定こども園での保育教諭としての勤務経験を2年かつ2、880時間以上有する方は6単位修得により「幼稚園教諭免許状」を取得できます。【特例2】



大学等において修得する単位		特例1	特例2
教科及び教職に関する科目	領域及び保育内容の指導法に関する科目	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む）	2（※1）
	教育の基礎的理解に関する科目	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む）	2
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む） *日本国憲法の内容を含む	2
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む）	1
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む）	（※1）
		幼児理解の理論及び方法	1
合計単位数		8単位	6単位

※1 「保育内容の指導法」及び「教育の方法及び技術」を合わせて**2単位**を修得

※2 「保育内容の指導法」及び「教育の方法及び技術」を合わせて**1単位**を修得

＜修得単位が特例・新特例に該当するかについては、単位を修得する大学等に御確認ください＞

特例（1・2）を適用して幼稚園免許状を取得できるのは令和12年3月31日までです。

必要な方は、**早めに単位を修得し、授与申請を行ってください。**

単位修得後の免許状申請については県のホームページ「美の国あきたネット」を御確認ください。

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/891>

– 特例での授与申請の根拠規定は「附則第18項」となります –

問合先：秋田県教育庁義務教育課 調整企画・教員免許チーム

TEL 018-860-5141 e-mail gikyo@pref.akita.lg.jp